

【身体障害者等の軽自動車税減免基準フローチャート】

※身体障害者等とは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方をいいます

軽自動車を所有する方は下記のいずれかに該当しますか？

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者健康福祉手帳、戦傷病者手帳をお持ちの方
- ・18歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方と生計が同一のご家族
- ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と生計が同一のご家族

はい

運転する方は下記のいずれかに該当しますか？

身体障害者
等ご本人

はい

身体障害者等と生計が
同一のご家族

はい

身体障害者等を
常時介護する方
(身体障害者等のみで
構成される世帯の場合)

はい

障害の等級が別表第1に該当しますか？

はい

身体障害者等の通
学、通院、通所又は
生業のために使用さ
れていますか？

はい

いいえ

身体障害者等の通学、通
院、通所又は生業のため
に1週間に3日以上
運転を行っていますか？

はい

いいえ

いいえ

いいえ

いいえ

はい

減免が可能です

減免の対象外です

(別表第1) 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方

障害の区分		本人が運転		ご家族の方が運転	
		身体障害者手帳	戦病者手帳	身体障害者手帳	戦病者手帳
視覚障害		1級～4級	特別項症～4項症	1級～4級	特別項症～4項症
聴覚障害		2級・3級		2級・3級	
平衡機能障害		3級		3級	
音声機能障害		3級 (※1)	特別項症・2項症 ※1		
上肢不自由		1級・2級	特別項症～3項症	1級・2級	特別項症～3項症
下肢不自由		1級～6級	特別項症～6項症	1級～3級	
体幹不自由		1級～3級・5級	第1款症～第3款症		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級(※2)		1級・2級(※2)	
	下肢機能	1級～6級		1級～3級(※3)	
心臓機能障害		1級・3級	特別項症～3項症	1級・3級	特別項症～3項症
じん臓機能障害					
呼吸器機能障害					
小腸の機能障害					
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級・3級及び4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級		1級～3級	
肝臓機能障害			特別項症～3項症		特別項症～3項症

※1 喉頭摘出による音声機能障害がある場合

※2 1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く

※3 1下肢のみに運動機能障害がある場合を除く

※4 身体に複数の障がいをもつる方は、それぞれの障がいの等級を「身体障害者等級表による級別」の等級とし、その等級が上記の減免の対象範囲内であれば減免の対象となります。

療育手帳の交付を受けている方

知的障害	重度の障害を有する方（「障害程度（総合判定）」欄にAと記載されている方）
------	--------------------------------------

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

精神障害	1級の障害を有する方
------	------------